

医政発0507第7号
令和元年5月7日

公益社団法人 日本助産師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

看護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴機関又は貴団体管内の関係者各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

医政発0507第7号
令和元年5月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「制度」という。）の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0331第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところである。今般の「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第73号。以下「改正省令」という。）の公布に伴い、局長通知についても別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

改正の趣旨及び経過措置は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、これを御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力を願う。

記

1 改正の趣旨

今回の局長通知の改正は、改正省令の趣旨及び内容を受けたものであり、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会における議論を踏まえ、特定行為研修のより効率的な実施について具体的に整備したものである。

主な改正点は、学習内容の重複等を整理し科目横断的に学ぶことなどにより、研修の内容及び時間数の精錬化を図るとともに、特定行為研修修了者の現場での活用に資すると考えられる領域において、実施頻度の高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とするものである。

2 経過措置

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為に関する省令の施行等について（平成27年3月17日付け医政発0331第1号厚生労働省医政局長通知）新旧対照表

改正案	現行	医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日	医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿	<p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>（前文略）</p> <p>記</p>	<p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>（前文略）</p> <p>記</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p>1. 用語の定義</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(1.2) 「演習」 講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や發表を行う形式の授業をいうこと。症例検討やペーパーシミュレーション等が含まれること。</p> <p>(1.3) 「実習」 「実習」とは、講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心とした形式の授業をいうこと。実習室（学生同士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行う場）や、医療現場（病棟、外来、在宅等）で行われること。ただし、単に医療現場にいるだけでは、実習として認められないこと。</p>

2. 特定行為

(略)

3. 手順書

- (1) (略)
- (2) 留意事項

(略)

手順書の具体的な内容については、(1)①から⑥の手順書の記載事項に沿つて、各医療現場において、必要に応じて看護師等と連携し、医師又は歯科医師があらかじめ作成すること。なお、手順書により看護師に特定行為を行わせる場合には、当該看護師の特定行為研修了証に基づき、当該看護師が実施可能な特定行為を確認すること。

(略)

4. 特定行為区分

(略)

5. 特定行為研修

- (1) 特定行為研修の基準

(略)

- ①・② (略)

③ 区分別科目のうち講義又は演習にあっては、別紙4に掲げる特定行為区分ごとに応じて当該特定行為区分ごとに定める時間数以上であること。また、区分別科目の実習は必要な症例数を経験するものに限ること。

- ④ 区分別科目における実習は、患者化に対する実技を含めること。

⑤ 共通科目の各科目及び区分別科目は、別紙5に示す研修方法により行うもの

のこと。その際、講義又は演習は、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)第3条第1項及び第2項に定める方法により行うこと

ができること。

⑥ 既に履修した共通科目の各科目及び区分別科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。

⑦ 区分別科目について、指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その

2. 特定行為

(略)

3. 手順書

- (1) (略)
- (2) 留意事項

(略)

手順書の具体的な内容については、(1)①から⑥の手順書の記載事項に沿つて、各医療現場において、必要に応じて看護師等と連携し、医師又は歯科医師があらかじめ作成すること。

(略)

4. 特定行為区分

(略)

5. 特定行為研修

- (1) 特定行為研修の基準

(略)

- ①・② (略)

③ 区分別科目は、別紙4に掲げる特定行為区分に応じて当該特定行為区分ごとに定める時間数以上であること。

(新設)

④ 共通科目の各科目及び区分別科目は、講義、演習又は実習により行うものとすること。その際、講義又は演習は、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)第3条第1項及び第2項に定める方法により行うことができる。

⑤ 既に履修した共通科目の各科目及び区分別科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

⑥ 区分別科目について、指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その

<p>時間数の一部を免除することができること。</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ 共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行うものとすること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 特定行為研修の到達目標 指定研修機関は特定行為研修の到達目標を設定すること。到達目標の設定にあたっては、別紙5を参考とすることが望ましいこと。</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 特定行為研修の内容関係</p> <p>5. (1) ②及び③に開連して、共通科目の各科目及び区分別科目の時間数には、当該科目の評価に関する時間も含まれること。また、共通科目の各科目及び区分別科目の講義、演習又は実習に要する時間数は、受講者の準備状況を踏まえ、当該科目に必要な時間数を満たす範囲内で、指定研修機関において適切に設定すること。</p> <p>各指定研修機関において必要と考える専門的な内容について、各指定研修機関の判断により特定行為研修の内容に追加することは差し支えないこと。</p> <p>③ 特定行為研修の研究方法関係</p> <p>5. (1) ④に開連して、共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法は別紙6のとおりとし、講義、演習又は実習の具体的な方法は、受講者の準備状</p>	<p>時間数の一部を免除することができること。</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ 共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行うものとすること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 特定行為研修の到達目標 指定研修機関は特定行為研修の到達目標を設定すること。到達目標の設定にあたっては、別紙5を参考とすることが望ましいこと。</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 特定行為研修の内容関係</p> <p>5. (1) ②及び③に開連して、共通科目の各科目及び区分別科目の時間数には、当該科目の評価に関する時間も含まれること。また、共通科目の各科目及び区分別科目の講義、演習又は実習に要する時間数は、受講者の準備状況を踏まえ、当該科目に必要な時間数を満たす範囲内で、指定研修機関において適切に設定すること。</p> <p>各指定研修機関において必要と考える専門的な内容について、各指定研修機関の判断により特定行為研修の内容に追加することは差し支えないこと。</p> <p>③ 特定行為研修の研究方法関係</p> <p>5. (1) ④に開連して、共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法は別紙6のとおりとし、講義、演習又は実習の具体的な方法は、受講者の準備状</p>
---	---

	<p>況を踏まえ、指定研修機関において適切に設定すること。また、指定研修機関は、協力施設と連携協力し、講義、演習又は実習を行うことができる。さらに、指定研修機関は、受講者の準備状況を考慮し、研修開始時に能力評価を実施し、各受講者の知識及び技能に応じ補習を行うことが望ましいこと。</p> <p>④ 特定行為研修の免除関係</p> <p>5. (1) ⑥に関連して、既に履修した科目について、共通科目の各科目又は区別科目の全部又は一部の履修を免除するに当たっては、指定研修機関において、当該免除の対象となる既に履修した科目が、共通科目の各科目又は区別科目に合致しているか確認するとともに、必要に応じて修得の程度を確認すること。(略)</p> <p>5. (1) ⑦に関連して、既に特定行為の実施に係る知識及び技能を有している看護師について、区別科目の一部の履修を免除するに当たっては、指定研修機関において、別紙7の評価方法により、当該看護師が、特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有しているか確認すること。</p> <p>5. (1) ⑧に関連して、領域別パッケージ研修において、特定行為研修の一部を免除した研修を行うに当たっては、別紙6に示すとおりとすること。</p> <p>⑤ 特定行為研修の評価関係</p> <p>5. (1) ⑨に関連して、共通科目の各科目及び区別科目の履修の成果は、受講者が当該科目に必要な時間数及び症例数以上受講していることを確認するとともに、別紙7の評価方法により評価を行うこと。(略)</p>
--	---

	<p>⑤ 特定行為研修の評価関係</p> <p>5. (1) ⑦に関連して、共通科目の各科目及び区別科目の履修の成果は、受講者が当該科目に必要な時間数以上受講していることを確認するとともに、別紙7の評価方法により評価を行うこと。(略)</p> <p>⑥ 指定研修機関</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 変更の届出</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該指定研修機関が実施する特定行為研修に係る特定行為区分 <u>(新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴うときを除く。)</u></p> <p>③ ~ ⑧ (略)</p> <p>(5) 変更の承認</p> <p>指定研修機関は、当該指定研修機関が実施する特定行為研修に係る特定行為区分を変更しようとするとき(新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴うときに限る。)は、特定行為区分変更申請書(様式3)により、厚生労働大臣に</p>
--	---

<p>申請し、その承認を受ければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第10条関係）また、指定研修機関が、特定行為研修について、領域別パッケージ研修により一部を免除した研修のみを実施しており、新たに免除した内容を含む研修を実施しようとするときも、同様の取扱いとする。</p> <p>(6) 年次報告</p> <p>指定研修機関は、毎年<u>6月30日</u>までに、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項を記載した年次報告書（様式4）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 特定行為研修の修了</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 修了した特定行為研修に応する特定行為の名称及び別紙6に示す領域名も併記すること。）</p> <p>③・④ (略)</p> <p>指定研修機関は、特定行為研修の修了証を交付したときは、当該交付の日から起算して一ヶ月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する上記①から④に掲げる事項を記載した報告書（様式7）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第15条関係）</p> <p>なお、過去に特定行為研修の修了証の交付を受けた者が、再び特定行為研修を修了し、当該看護師に修了証を交付した際に、看護師籍の登録番号が変更となつた場合には、旧看護師籍の登録番号も併記し、過去に修了者として報告されていた者とわかるようにすること。</p> <p>(11) 特定行為研修の記録の保存</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 修了した特定行為研修に応する特定行為の名称（領域別パッケージ研修の場合は、実施した研修に応する特定行為の名称及び別紙6に示す領域名も併記すること。）</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>申請し、その承認を受ければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第10条関係）</p> <p>(6) 年次報告</p> <p>指定研修機関は、毎年<u>4月30日</u>までに、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項を記載した年次報告書（様式4）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 特定行為研修の修了</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称</p> <p>③・④ (略)</p> <p>指定研修機関は、特定行為研修の修了証を交付したときは、当該交付の日から起算して一ヶ月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する上記①から④に掲げる事項を記載した報告書（様式7）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第15条関係）</p> <p>(11) 特定行為研修の記録の保存</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称</p> <p>③～⑤ (略)</p>
--	---

研修機関に引き継いだ場合は、引き継いだ指定研修機関が、①～⑤について保存すること。

(1 2) • (1 3) (略)

(1 4) 留意事項

① 指定研修機関の指定の申請関係

(略)

また、指定申請書（様式1）には、次に掲げる書類を添付し、当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

(略)

② 指定研修機関の指定の基準関係

6. (2) ①に関連して、指定研修機関は、5. (1) に定める特定行為研修の基準に則った特定行為研修計画を作成すること。特定行為研修計画には、次に掲げる事項が定められていること。なお、共通科目の「医療安全学」と「特定行為実践」については、両科目を一括りに計画することが望ましいこと。その場合、科目ごとに記載を求める事項について、当該計画に基づき一括りに記載して差し支えないこと。

イ (略)

ロ 特定行為研修の基本理念及び目標

ハ 特定行為研修の内容

特定行為研修の内容は、共通科目の各科目及び区別科目ごとに研修の内容を記載すること。研修の内容には評価方法も含まれること。

なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区別科目について、統合又は分割することや、独自の科目名を設定することは差し支えないこと。その場合は、当該科目ごとに研修の内容を記載するとともに、当該科目に相応する共通科目の各科目及び区別科目の科目名について特定行為研修計画に記載すること。

二 特定行為研修の時間数

共通科目の各科目の時間数は、科目ごとに時間数を記載すること。また、科目ごとの講義、演習及び実習のそれぞれの時間数及び評価の時間数について記載すること。

区分別科目のうち講義又は演習の時間数は、当該科目ごとに時間数を記載するとともに、当該特定行為区分に含まれる特定行為に共通して学ぶべき事項に係る時間数を記載すること。また、当該科目ごとの講義、演習及び実習のそれぞれの時間数並びに評価の時間数についても記載すること。

(1 2) • (1 3) (略)

(1 4) 留意事項

① 指定研修機関の指定の申請関係

(略)

② 指定研修機関の指定の基準関係

6. (2) ①に関連して、指定研修機関は、実施する特定行為研修に関する特定行為区分ごとに、5. (1) に定める特定行為研修の基準にのつとった特定行為研修計画を作成すること。特定行為研修計画には、次に掲げる事項が定められていること。

イ (略)

ロ 特定行為研修の目標

ハ 特定行為研修の内容

特定行為研修の内容は、共通科目の各科目及び区別科目ごとに研修の内容を記載すること。

二 特定行為研修の時間数

共通科目の各科目の時間数は、当該科目ごとに時間数を記載することともに、区分別科目にあっては、当該特定行為区分に含まれる特定行為に共通して学ぶべき事項に係る時間数及び当該特定行為ごとに学ぶべき事項に係る時間数を記載すること。また、当該科目ごとの講義、演習及び実習のそれぞれの時間数並びに評価の時間数についても記載すること。

き事項に係る時間数及び当該特定行為ごとに学ぶべき事項に係る時間数を記載すること。また、当該科目ごとの講義又は演習のそれぞれの時間数及び評価の時間数について記載すること。

なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区分別科目について統合又は分割する場合は、当該科目ごとに、講義、演習及び実習のそれぞれの時間数並びに評価の時間数と方法を記載すること。

木 特定行為研修 (区分別科目) の実習

(新設)

区分別科目の実習については、各科目ごとに必要とする症例数を記載すること。

ヘ (略)

上 通信による方法で行う特定行為研修
講義又は演習を通信による方法で行う場合は、通信による方法で行う科目ごとに、添削指導の有無、指導補助者の有無を記載すること。また、指導補助者を配置する場合にあっては、その氏名、担当分野を記載すること。

チ・リ (略)

(略)

6. (2) ②に関連して、(略)。さらに、指定研修機関は、医学教育用シミュレーター、医学教育用視聴覚教材等の教材を利用できる体制を整えていることが望ましいこと。

(略)

6. (2) ④に関連して、「適切な指導体制を確保していること」とは、次のとおりであること。

イ～ニ (略)

木 (略)

- 印刷教材等による授業及び放送授業の方法により講義又は演習を実施する場合にあっては、添削等による指導を併せ行うものであること。
- メディアを利用する場合は、次のいずれかであること。
(イ) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（以下「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの。

(ロ) 每回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講者に対面することにより、又は当該授業を行う指導者若しくは指導補助者が、当該授業の終了後、速やかにインターネットその他の適切な方法を利用して統合又は分割する場合は、当該科目ごとに、講義、演習及び実習のそれぞれの時間数並びに評価の時間数と方法を記載すること。

なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区分別科目について統合又は分割する場合は、当該科目ごとに、講義、演習及び実習のそれぞれの時間数並びに評価の時間数と方法を記載すること。

木 (略)

ヘ 通信による方法で行う特定行為研修
講義又は演習を通信による方法で行う場合は、通信による方法で行う科目ごとに、その教育内容、時間数、研修方法、添削指導の有無、指導補助者の有無を記載すること。また、指導補助者を配置する場合にあっては、その氏名、担当分野を記載すること。

ト・チ (略)

(略)

6. (2) ②に関連して、(略)。さらに、指定研修機関は、医学教育用シミュレーター、医学教育用ビデオ等の教材を利用できる体制を整えていることが望ましいこと。

(略)

6. (2) ④に関連して、「適切な指導体制を確保していること」とは、次のとおりであること。

イ～ニ (略)

木 (略)

- 印刷教材等による授業及び放送授業の方法により講義又は演習を実施する場合にあっては、添削等による指導を併せ行うものであること。
- メディアを利用して授業が同時に双方向に行われる場合であって、かつ、授業を行いう教室、研究室又はこれらに準ずる場所（以下「教室等以外の場所」という。）で行われる場合にあっては、毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講者に対面することにより、又は当該授業を行う指導者若しくは指導補助者が、当該授業の終了後、速やかにインターネットその他の適切な方法を利用

くは指導補助者が、当該受業の終了後、速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該受業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。

することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うこと。また、当該受業に関する受講者の意見交換の機会を確保すること。

(略)

③ (略)
④ 変更の届出関係

6. (4) に関連して、指定研修機関変更届出書（様式2）は、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

6. (4) ①に関連して、施設の名称及び所在地の変更の場合について、施設の移転、分離、統合等を伴う場合は、指定の取消し及び新規指定に該当する場合があるので留意すること。

6. (4) ②に関連して、特定行為区分について変更の届出が必要な場合としては、特定行為区分に係る特定行為研修の休止、廃止及び休止後の再開が該当すること。

6. (4) ③に関連して、実施する特定行為研修の内容の変更を届け出 경우에는、変更前の特定行為研修計画を指定研修機関変更届出書（様式2）に添えること。
なお、6. (4) ⑦に関連して、特定行為研修の指導者及びその担当分野の変更を届け出るに当たり、指導者の所属や役職のみの変更の場合には届出は省略できること。

⑤ 変更の承認関係

6. (5) に関連して、特定行為区分変更申請書（様式3）には、新たな特定行為研修区分に係る特定行為研修の内容を含む特定行為研修計画を添えて、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

(略)

⑥ 年次報告関係

6. (6) に関連して、指定研修機関は、当該指定研修機関に関する年次報告書（様式4）を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。なお、年次報告については指定を受けた当該年度内に特定行為研修を開始していない場合は、提出の必要ないこと。

(略)

③ (略)
④ 変更の届出関係

6. (4) に関連して、指定研修機関変更届出書（様式2）は、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

6. (4) ②に関連して、特定行為区分に係る特定行為研修の休止、廃止及び休止後の再開が該当する場合は、特定行為区分に係る特定行為研修の休止、廃止及び休止後の再開が該当すること。
なお、6. (4) ③に関連して、実施する特定行為研修の内容の変更を届け出る場合には、変更前及び変更後の特定行為研修計画を指定研修機関変更届出書（様式2）に添えること。

⑤ 変更の承認関係

6. (5) に関連して、特定行為区分変更申請書（様式3）には、新たな特定行為研修区分に係る特定行為研修の内容を含む特定行為研修計画を添えて、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

(略)

⑥ 年次報告関係

6. (6) に関連して、指定研修機関は、当該指定研修機関に関する年次報告書（様式4）を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

<p>⑦ 指定研修機関の指定の取消しの申請關係</p>	<p>6. (9) に開連して、指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、指定取消申請書（様式5）を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。</p> <p>⑧・⑨ (略)</p> <p>⑩ 事務の委託關係 (略)</p>	<p>⑦ 指定研修機関の指定の取消しの申請關係</p> <p>6. (9) に開連して、指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、指定取消申請書（様式5）を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>⑧・⑨ (略)</p> <p>⑩ 事務の委託關係 (略)</p>												
<p>なほ、6. (14) において地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出することとされているものについては、当該事務を委託した場合であっても、当該指定研修機関又は当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。</p>	<p>⑦ 施行期日等 (略)</p> <p>第三 留意事項 (略)</p> <p>(別紙1) (略) (別紙2) (略) (別紙3) 共通科目の内容</p>	<p>なほ、6. (14) において地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとされているものについては、当該事務を委託した場合であっても、当該指定研修機関又は当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>⑦ 施行期日等 (略)</p> <p>第三 留意事項 (略)</p> <p>(別紙1) (略) (別紙2) (略) (別紙3) 共通科目の内容</p>												
<p>第二 留意事項 (略)</p> <p>(別紙1) (略) (別紙2) (略) (別紙3) 共通科目の内容</p>	<table border="1" data-bbox="1013 159 1368 2082"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>学ぶべき事項</th> <th>時間</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨床病態生理学</td> <td>臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を学ぶ 1. 臨床解剖学 2. 臨床病理学 3. 臨床生理学</td> <td>3 0</td> <td>4 5</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科目	学ぶべき事項	時間	時間	臨床病態生理学	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を学ぶ 1. 臨床解剖学 2. 臨床病理学 3. 臨床生理学	3 0	4 5	(略)	(略)	(略)	(略)	
科目	学ぶべき事項	時間	時間											
臨床病態生理学	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を学ぶ 1. 臨床解剖学 2. 臨床病理学 3. 臨床生理学	3 0	4 5											
(略)	(略)	(略)	(略)											

主要疾患の病態と臨床診断・治療を学ぶ 主要疾患の病態と臨床診断・治療の概論 循環器系/呼吸器系/消化器系/腎泌尿器系/内分泌・代謝系/免疫・膠原病系/血液・リソノペ系/神経系/小児科/産婦人科/精神系/運動器系/ 感覚器系/感染症/その他	30	疾病・臨床病態概論	2. その他の主要疾患の病態と臨床診断・治療 の概論 循環器系/呼吸器系/消化器系/腎泌尿器系/内分泌・代謝系/免疫・膠原病系/血液・リソノペ系/神経系/小児科/産婦人科/精神系/運動器系/感覚器系/感染症/その他	40
状況に応じた臨床診断・治療を学ぶ 1. 救急医療の臨床診断・治療の特性と演習 2. 在宅医療の臨床診断・治療の特性と演習	10	疾病・臨床病態概論	年齢や状況に応じた臨床診断・治療（小児、高齢者、救急医学等）を学ぶ 1. 小児の臨床診断・治療の特性と演習 2. 高齢者の臨床診断・治療の特性と演習 3. 救急医療の臨床診断・治療の特性と演習 4. 在宅医療の臨床診断・治療の特性と演習	10
特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程（理論、演習）を学ぶ中で以下的内容を統合して学ぶ 1. 特定行為実践する医療倫理、医療管理、医療安全、ケアの質保証（Quality Care Assurance）を学ぶ	10	医療安全学	医療倫理、医療管理、医療安全、ケアの質保証（Quality Care Assurance）を学ぶ 1. 医療倫理の理論 2. 医療倫理の事例検討 3. 医療管理の理論 4. 医療管理の事例検討 5. 医療安全の法的側面 6. 医療安全の事例検討・実習 7. ケアの質保証の理論 8. ケアの質保証の事例検	30
2. 特定行為研修を修了した看護師のチーム医療における役割発揮のための多職種協働実践（Inter Professional Work (IPW)）（他職種との事例検討等の演習を含む）を学ぶ 1. チーム医療の理論と演習 2. チーム医療の事例検討 3. コンサルテーションの方法 4. 多職種協働の課題 ※特定行為研修を修了した看護師のチーム医療	45	医療安全学	多職種協働実践（Inter Professional Work (IPW)）（他職種との事例検討等の演習を含む）を学ぶ 1. チーム医療の理論と演習・実習 2. チーム医療の事例検討 3. コンサルテーションの方法 4. 多職種協働の課題 ※特定行為研修を修了した看護師のチーム医療	40

④ 多職種協働の課題 (削除)	における役割を含む	特定行為実践のための関連法規、意思決定支援を学ぶ ① 特定行為関連法規 ② 特定行為実践する患者への説明と 意思決定支援の理論と演習	3. 特定行為実践のための関連法規、意思決定支援を学ぶ 1. 特定行為関連法規 2. インフォームドコンセントの理論 3. インフォームドコンセントの演習
特定行為実践	根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ	4. 根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ	根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ
特定行為実践	① 手順書の位置づけ ② 手順書の作成演習 ③ 手順書の評価と改良	① 手順書の位置づけ ② 手順書の作成演習 ③ 手順書の評価と改良	① 手順書の位置づけ ② 手順書の作成演習 ③ 手順書の評価と改良
		計 250	計 45

(別紙4)

区分別科目の内容

		区分別科目の内容			
区別科目 目名	時間 (計)	特定行為名	特定行為区分に含まれる特定行為に共通して学ぶべき事項	特定行為ごとに学ぶべき事項	
		内容	時間	内容	時間
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	<u>9</u>	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	(略) <u>4</u> <u>5</u>	呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	(略) <u>2</u> ₂ <u>1</u> ₀ <u>1</u> ₂
		侵襲的陽圧換気の設定の変更	(略) <u>6</u>	侵襲的陽圧換気の設定の変更	(略) <u>1</u> ₂
		非侵襲的陽圧換気の設定の変更	(略) <u>6</u>	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	(略) <u>1</u> ₂
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	<u>2</u> ₉	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	(略) <u>5</u> <u>6</u>	呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	(略) <u>6</u> ₃ <u>1</u> ₅ <u>1</u> ₂
		人工呼吸器からの離脱	(略) <u>6</u>	人工呼吸器からの離脱	(略) <u>1</u> ₂
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	<u>8</u>	気管カニューレの交換	(略) <u>4</u> <u>4</u>	呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	(略) <u>2</u> ₁ <u>1</u> ₂ <u>9</u>
循環器関	<u>2</u> ₀	一時的ペースマー	(略) <u>4</u> <u>4</u>	循環器関	<u>4</u> ₅ <u>9</u> <u>9</u>

(別紙4)

区分別科目

		区分別科目			
区分名	時間 (計)	特定行為名	特定行為区分に含まれる特定行為に共通して学ぶべき事項	特定行為ごとに学ぶべき事項	
		内容	時間	内容	時間
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	<u>2</u> ₂	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	(略) <u>1</u> ₀	呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	(略) <u>1</u> ₂
		侵襲的陽圧換気の設定の変更	(略) <u>6</u>	侵襲的陽圧換気の設定の変更	(略) <u>1</u> ₂
		非侵襲的陽圧換気の設定の変更	(略) <u>6</u>	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	(略) <u>1</u> ₂
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	<u>6</u> ₃	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	(略) <u>1</u> ₅	呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	(略) <u>6</u> ₃ <u>1</u> ₅ <u>1</u> ₂
		人工呼吸器からの離脱	(略) <u>6</u>	人工呼吸器からの離脱	(略) <u>1</u> ₂
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	<u>2</u> ₁	気管カニューレの交換	(略) <u>1</u> ₂	呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	(略) <u>2</u> ₁ <u>1</u> ₂ <u>9</u>
循環器関	<u>4</u> ₅	一時的ペースマー	(略) <u>9</u>	循環器関	<u>4</u> ₅ <u>9</u>

連	力の操作及び管理	連		力の操作及び管理	
		(略)	4	(略)	9
一時的ペースメーカー カーリードの抜去	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	(略)	4	一時的ペースメーカー カーリードの抜去	(略) 9
大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整		(略)	4	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	(略) 9
心嚢ドレーン管理 関連	心嚢ドレーンの抜去	(略)	4	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	(略) 9
胸腔ドレーン管理 関連	低压胸腔内持続吸引器の設定及びその変更	(略)	5	心嚢ドレーン管理 関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理 関連	胸腔ドレーンの抜去	(略)	4	胸腔ドレーン管理 関連	低压胸腔内持続吸引器の設定及びその変更
腹腔ドレーン管理 関連	腹腔ドレーンの抜去(胸腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	(略)	4	胸腔ドレーン管理 関連	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理 関連	腹腔ドレーンの抜去(胸腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	(略)	4	腹腔ドレーン管理 関連	腹腔ドレーンの抜去(胸腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理 関連	胃ろうカテーテル 若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	(略)	6	ろう孔管理 関連	胃ろうカテーテール 若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
ろう孔管理 関連	膀胱ろうカテーテルの交換	(略)	6	膀胱ろうカテーテルの交換	(略) 1.2

栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテルの抜去)関連	<u>7</u>	中心静脈カテーテルの抜去	(略)	(略)	9	(略)
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	<u>8</u>	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	(略)	(略)	9	(略)
褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	<u>3.4</u>	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	(略)	(略)	9	12
創傷管理関連		創傷に対する陰圧閉鎖療法	(略)	(略)	9	(略)
創部ドレーン管理関連	<u>5</u>	創部ドレーンの抜去	(略)	(略)	6	9
動脈血液ガス分析関連	<u>13</u>	直接動脈穿刺法による採血	(略)	(略)	12	9

	透析管理 関連	1.1	橈骨動脈ラインの 確保	(略)	(略)	<u>4</u>			橈骨動脈ラインの 確保	(略)		(略)	<u>9</u>
			急性血液浄化療法 における血液透析 器又は血液透析濾過器 の操作及び管理	(略)	(略)	<u>4</u>			急性血液浄化療法 における血液透析 器又は血液透析濾過器 の操作及び管理	(略)		(略)	<u>1.8</u>
			持続点滴中の高力 口リ一輸液の投与 量の調整	(略)	(略)	<u>7</u>			持続点滴中の高力 口リ一輸液の投与 量の調整	(略)		(略)	<u>1.2</u>
		<u>1.6</u>	栄養及び 水分管理 に係る薬 剤投与 関連	持続点滴中の高力 口リ一輸液の投与 量の調整	(略)	<u>5</u>			持続点滴中の高力 口リ一輸液の投与 量の調整	(略)		(略)	<u>1.2</u>
			脱水症状に対する 輸液による補正	(略)	(略)	<u>6</u>			脱水症状に対する 輸液による補正	(略)		(略)	<u>1.2</u>
		<u>2.9</u>	感染に係 る薬剤投 与関連	感染微候がある者 に対する薬剤の臨 時の投与	(略)	<u>1.5</u>			感染に係 る薬剤投 与関連	<u>6.3</u>		感染微候がある者 に対する薬剤の臨 時の投与	<u>3.0</u>
			血糖コントロール に係る薬 剤投与 関連	インスリンの投与 量の調整	(略)	<u>6</u>			血糖コントロール に係る薬剤投与 関連	<u>3.6</u>		インスリンの投与 量の調整	<u>2.1</u>
		<u>8</u>	術後疼痛 管理関連	硬膜外カテーテル による鎮痛剤の投 与及び投与量の調 整	(略)	<u>4</u>			術後疼痛 管理関連	<u>2.1</u>		硬膜外カテーテル による鎮痛剤の投 与及び投与量の調 整	<u>9</u>

(別紙5) 共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法		別紙5)	到達目標																
【共通科目】																			
・全ての共通科目において、講義及び演習を行うものとすること。 ・臨床推論では医療面接、フィジカルアセスメントでは身体診察手技、医療安全学では医療安全、特定行為実践ではチーム医療に関する実習を行うものとすること。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>研修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨床病態生理学</td> <td>講義 演習</td> </tr> <tr> <td>臨床推論</td> <td>講義 演習 (医療面接) 講義 演習 実習 (身体診察手技)</td> </tr> <tr> <td>フィジカルアセスメント</td> <td>講義 演習 実習 (身体診察手技)</td> </tr> <tr> <td>臨床裏病理学</td> <td>講義 演習</td> </tr> <tr> <td>疾患・臨床病態概論</td> <td>講義 演習</td> </tr> <tr> <td>医療安全学</td> <td>講義 演習 実習</td> </tr> <tr> <td>特定行為実践</td> <td>講義 演習</td> </tr> </tbody> </table>				科目	研修方法	臨床病態生理学	講義 演習	臨床推論	講義 演習 (医療面接) 講義 演習 実習 (身体診察手技)	フィジカルアセスメント	講義 演習 実習 (身体診察手技)	臨床裏病理学	講義 演習	疾患・臨床病態概論	講義 演習	医療安全学	講義 演習 実習	特定行為実践	講義 演習
科目	研修方法																		
臨床病態生理学	講義 演習																		
臨床推論	講義 演習 (医療面接) 講義 演習 実習 (身体診察手技)																		
フィジカルアセスメント	講義 演習 実習 (身体診察手技)																		
臨床裏病理学	講義 演習																		
疾患・臨床病態概論	講義 演習																		
医療安全学	講義 演習 実習																		
特定行為実践	講義 演習																		
【区別科目】																			
・多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。 ・多様な臨床場面において、医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別科目</th> <th>特定行為名</th> <th>研修の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼吸器 (気道確保に係るものの) 関連</td> <td>経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整</td> <td>講義 実習</td> </tr> <tr> <td>呼吸器 (人工呼吸療法)</td> <td>侵襲的陽圧換気の設定の変更</td> <td>講義</td> </tr> </tbody> </table>				区別科目	特定行為名	研修の方法	呼吸器 (気道確保に係るものの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	講義 実習	呼吸器 (人工呼吸療法)	侵襲的陽圧換気の設定の変更	講義							
区別科目	特定行為名	研修の方法																	
呼吸器 (気道確保に係るものの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	講義 実習																	
呼吸器 (人工呼吸療法)	侵襲的陽圧換気の設定の変更	講義																	

に係るもの) 関連	非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対す る鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱	演習 実習
呼吸器 (長期呼吸療法 に係るもの) 関連	人工呼吸器からの離脱 気管カニューレの交換	講義 演習 実習
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理 一時的ペースメイカーリードの抜去 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	講義 演習 実習 講義 演習 実習 講義 演習 実習
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去	講義 演習 実習
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設 定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去 胸腔ドレーンの抜去(胸腔内に留置さ れた穿刺針の抜糸を含む。)	講義 演習 実習 講義 演習 実習 講義 演習 実習
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカ テーテル又は胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換	講義 実習
栄養に係るカテーテル 管理 (中心静脈カテーテ ル)	中心静脈カテーテルの抜去	講義 実習

<u>テル管理) 関連</u>		
<u>栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注入用カテーテルの插入)</u>	<u>末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの插入</u>	<u>講義実習</u>
<u>創傷管理関連</u>	<u>褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壞死組織の除去</u> <u>創傷に対する塗王閉鎖療法</u>	<u>講義実習</u>
<u>創部ドレーン管理関連</u>	<u>創部ドレーンの抜去</u>	<u>講義実習</u>
<u>動脈血液ガス分析関連</u>	<u>直接動脈穿刺法による採血</u> <u>機骨動脈ラインの確保</u>	<u>講義実習</u>
<u>透析管理関連</u>	<u>急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び原理</u>	<u>講義演習</u> <u>実習</u>
<u>栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連</u>	<u>持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整</u> <u>脱水症状に対する輸液による補正</u>	<u>講義演習</u> <u>実習</u>
<u>感染に係る薬剤投与関連</u>	<u>感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与</u>	<u>講義演習</u> <u>実習</u>
<u>血糖コントロールに係る薬剤投与関連</u>	<u>インスリンの投与量の調整</u>	<u>講義演習</u> <u>実習</u>
<u>術後疼痛管理関連</u>	<u>硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整</u>	<u>講義演習</u> <u>実習</u>

<u>循環動態に係る薬剤投与量の調整</u>	<u>持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整</u>	<u>講義</u>
<u>持続点滴中の降圧剤の投与量の調整</u>	<u>持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整</u>	<u>演習</u>
<u>持続点滴中の利尿剤の投与量の調整</u>	<u>抗けいれん剤の臨時の投与</u>	<u>講義</u>
<u>精神及び神経症状に係る薬剤投与量の調整</u>	<u>抗精神病薬の臨時の投与</u>	<u>演習</u>
<u>皮膚損傷に係る薬剤投与量の調整</u>	<u>抗不安薬の臨時の投与</u>	<u>実習</u>
	<u>抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整</u>	<u>講義</u>
		<u>演習</u>
		<u>実習</u>
(注1) 実習においては、病態判断から特定行為実践後までの一連の過程を効果的に学べるよう適切に行うこと。		
(注2) 患者に対する実技を行う実習を行う際には、1例目は、指導者が行う行為の見学又は手伝い、2例目からは、指導者の指導監督下で行う。次第に指導監督の程度を輕くしていく(指導者の判断で実施)ことが望ましいこと。		
(別紙6)		
5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修 <u>(領域別パッケージ研修)</u>		
5. (1) ⑧に関連し、「厚生労働大臣が適当と認める場合」は、指定研修課題が(1)及び(2)を満たす場合である。		
(1) 下記の表に示す領域ごとに、その領域に対応する複数の特定行為区分に係る研修をパッケージ化し実施する場合。		
(2) (1) の研修を修了した看護師が、手順書により実施可能となる行為が下記の表のとおりである場合。		

上記を満たす場合において、下記の表のとおり一部の特定行為に対応する研修を免除することができる。		実習（医療面接）	
1. 在宅・慢性期領域	特定行為区分の名称	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	特定行為	○	二
ろう孔管理関連	気管カニューレの交換	○	二
膀胱ろうカテーテルの交換	×	免除可	
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	○	二
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	創傷にに対する陰圧閉鎖療法	×	免除可
	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	二
2. 外科術後病棟管理領域	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	二

【区分別科目】
・全ての区分別科目において、講義及び実習を行うものとすること。また、一部の科目については、演習を行うものとすること。

区分別科目	特定行為名	研修の方法
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	講義 実習※
呼吸器（人工呼吸器から離脱する患者）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	呼吸器（人工呼吸器からの離脱する静脈導管の投与量の調整	人工呼吸管理がなされている者に対する訓練
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	人工呼吸器（人工呼吸器からの離脱）	人工呼吸器（人工呼吸器からの離脱）
循環器関連	気管カニューレの交換	講義 実習※
	一時的ペースメーカーの操作及び管理	講義 演習 実習※

侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	二	一時的ペースマーカリードの抜去	講義 実習※
非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	二	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	講義 演習 実習※
吸痰法に係るも人工呼吸管理がなされていける) 関連	×	免除可	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	講義 演習 実習※
吸痰器 (長期呼吸療法に係るも) 関連	×	免除可	人工呼吸器からの離脱	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行いうときの補助の頻度の調整
呼吸器 (長期呼吸療法に係るも) 関連	○	二	気管カニューレの交換	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管	○	二	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	心嚢ドレーンの抜去
理関連	○	二	胸腔ドレーンの抜去	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
腹腔ドレーン管	○	二	腹腔ドレーンの抜去 (腹腔内に留置された穿刺針の抜きを含む。)	胸腔ドレーンの抜去
理関連	○	二	腹腔ドレーンの抜去 (腹腔内に留置された穿刺針の抜きを含む。)	胸腔ドレーンの抜去
栄養に係るカテール管理 (中心静カテーテル管) 関連	○	二	腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去 (腹腔内に留置された穿刺針の抜きを含む。)
栄養に係るカテーテール管理 (中心静カテーテル管) 関連	○	二	腸造口管理関連	腸造口管理 (中心静脈カテーテル管) 関連
留置型中心静脈注入用注射器 (カテーテルの挿入) 関連	○	二	腸造口カテーテル若しくは腸ろうカテーテール又は腸ろうボタンの交換	腸造口カテーテルの抜去
創部ドレーン管	○	二	腸造口カテーテルの交換	腸造口カテーテルの抜去
理関連	○	二	腸造口カテーテル又は腸ろうボタンの交換	腸造口カテーテルの抜去
動脈血液ガス分析関連	○	二	腸造口カテーテルの挿入	腸造口カテーテルの挿入
栄養及び水分管路に係る薬剤投与関連	○	二	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
与関連	×	免除可	脱水症状に対する輸液によ	脱水症状に対する輸液によ
			血流のない壞死組織の除去	血流のない壞死組織の除去

	る補正	創傷に対する陰性錆療法	
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与と量の調整	創部ドレーンの抜去	講義 実習※
	持続点滴中のカテーテラミンの投与と量の調整	創部ドレーン管理関連	講義 実習※
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与と量の調整	動脈血液ガス分析関連	講義 実習※
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与と量の調整	直接動脈穿刺法による採血	直接動脈穿刺法による採血
	持続点滴中の降圧剤の投与と量の調整	透析管理関連	透析管理関連
	持続点滴中の利尿剤の投与と量の調整	急性血液浄化療法における血漿透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	急性血液浄化療法における血漿透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
		持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
		脱水症状に対する輸液による補正	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
		感染に係る薬剤投与関連	感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与
		血糖コントロールに係る薬剤投与関連	血糖コントロールに係る薬剤投与
		術後疼痛管理関連	術後疼痛管理関連
3. 術中麻酔管理領域	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為の可否	研修の免除の可否	研修の免除の可否
特定行為区分の名称	特定行為	特定行為	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	○
	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	○
	人工呼吸器からの離脱	○	○
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可
呼吸器(人工呼吸法に係るもの)関連	人工呼吸管理がなされた患者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
動脈血液ガス分	直接動脈穿刺法による採血	○	○

折開連	橈骨動脈ラインの確保	○	二	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	講義
栄養及び水分管液の投与量の調整	×	免除可		抗精神病薬の臨時の投与	演習	
理に係る薬剤投与関連				抗不安薬の臨時の投与	実習※	
与開連	脱水症状に対する輸液による補正	○	二	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	講義	演習
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	二	（注1）「演習」とは、講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業をいうこと。症例検討やペーパーシミュレーション等が含まれること。	実習※	
持続点滴中のカテーテラミンの投与量の調整	×	免除可		（注2）「実習」とは、講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に行なう形式の授業をいうこと。実習室（学生同士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行なう場）や、医療現場（病棟、外来、在宅等）で行われる。ただし、単に現場にいるだけでは、実習時間として算定できないこと。	講義	演習
持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可		（注3）「実習※」は、患者に対する実技を含めること。また、患者に対する実技を行なう実習の前には、ペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこと。	実習※	
持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可		（注4）患者に対する実技を行なう実習を行なう際には、以下のとおり行なうこと。 ・1例目は、指導者が行なう行為の見学又は手伝い、2例目からは、指導者の指導監督下で行なう。次第に指導監督の程度を軽していく（指導者の判断で実施）こと。 ・経験すべき症例数は、行為の難度に応じて5例又は10例程度とすること。	講義	演習
薬剤投与関連	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	二			
持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可				

(別紙7)

共通科目の各科目及び区分別科目の評価方法

【共通科目】
(略)

科目	評価方法
臨床病態生理学	筆記試験
臨床推論	筆記試験

(別紙7)

共通科目の各科目及び区分別科目の評価方法

【共通科目】
(略)

科目	評価方法
臨床病態生理学	筆記試験
臨床推論	筆記試験

	各種実習の観察評価 筆記試験 各種実習の観察評価	
フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント 筆記試験 各種実習の観察評価	
臨床病理学	臨床病理学 筆記試験	
疾患・臨床病態概論	疾患・臨床病態概論 筆記試験	
医療安全学	医療安全学 各種実習の観察評価	
特定行為実践	特定行為実践 各種実習の観察評価	

【区別科目】 (略)

(別紙8)

到達目標

【共通科目】

- ・多様な臨床場面において重要な病状の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。

・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。

・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

【区別科目】

- ・多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。
- ・多様な臨床場面において、医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

様式1
様式2
様式3
様式4
様式5
様式6
様式7
様式8
参考

様式1
様式2
様式3
様式4
様式5
様式6
様式7
様式8
参考

医政発0426第9号
平成31年4月26日

公益社団法人 日本助産師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」の施行について

看護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴機関又は貴団体の関係者各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令の施行について

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令73号。以下「改正省令」という。)が別紙のとおり平成31年4月26日に公布され、同日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、これを御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

1 改正の趣旨

特定行為に係る看護師の研修制度(以下「制度」という。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第2条第4項の規定に基づき、その施行の状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとされている。今般、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会(以下「部会」という。)において、制度の見直しについての検討が行われ、より効率的な特定行為研修の実施が必要とされ、平成30年12月14日に「特定行為研修の研修内容等に関する意見」がとりまとめられた。これらを踏まえ、特定行為研修の基準等について改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 特定行為研修のうち、共通科目について、以下のとおり、左欄の内容に応じて右欄の時間数以上とするよう改めた。

(3) 指定研修機関は、厚生労働大臣が適当と認める場合には、特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師について、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うことができるものとした。

(4) 指定研修機関が厚生労働大臣に提出する報告書の提出期限を、毎年4月30日としていたところ、毎年6月30日に改めた。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日（平成31年4月26日）

(2) 経過措置

- ① 特定行為研修の共通科目の時間及び区別科目の講義又は演習の時間について、平成31年11月30日までの間は、改正省令による改正前の規定により、指定研修機関の指定の申請又は指定研修機関が実施する特定行為研修に係る特定行為区分の変更の申請を行うことができることとした。
- ② 改正省令の施行の際に指定研修機関の指定を受けている者が行う特定行為研修の共通科目の時間及び区別科目の講義又は演習の時間について、平成35年3月31日までの間は、改正省令による改正前の規定によることができることとした。

○厚生労働省令第七十三号
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第一百三号）第三十七条の二第一項第四号及び第三十七条の四の規定に基づき、保健師助産師看護師法第三十七条の二第一項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

保健師助産師看護師法第三十二条の二第一項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法第三十七条の二第一項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為

保健師助産師看護師法第三十二条の二第一項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行
定行為研修に関する省令の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法第三十七条の二第一項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行
為研修に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前																													
(特定行為研修の基準)		(特定行為研修の基準)																													
第五条 法第三十七条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。		第五条 法第三十七条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。																													
一・二 (略)		一・二 (略)																													
三 区分別科目のうち講義又は演習にあつては、別表第四の上欄に掲げる特定行為区分に応じて同表の下欄に定める時間数以上であること。		三 区分別科目は、別表第四の上欄に掲げる特定行為区分に応じて同表の下欄に定める時間数以上であること。																													
2 (報告)		(報告)																													
第十二条 指定研修機関は、毎年六月三十日までに、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。		第十二条 指定研修機関は、毎年四月三十日までに、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。																													
2 一・五 (略)		2 一・五 (略)																													
(略)		(略)																													
別表第三(第五条第一号関係)		別表第三(第五条第一号関係)																													
<table border="1"><thead><tr><th>共通科目の内容</th><th>時間数</th></tr></thead><tbody><tr><td>臨床病態生理学</td><td>三十</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>疾病・臨床病態概論</td><td>四十</td></tr><tr><td>医療安全学</td><td></td></tr><tr><td>特定行為実践</td><td>四十五</td></tr><tr><td>合計</td><td>一百五十</td></tr></tbody></table>		共通科目の内容	時間数	臨床病態生理学	三十	(略)		疾病・臨床病態概論	四十	医療安全学		特定行為実践	四十五	合計	一百五十	<table border="1"><thead><tr><th>共通科目の内容</th><th>時間数</th></tr></thead><tbody><tr><td>臨床病態生理学</td><td>四十五</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>疾病・臨床病態概論</td><td>六十</td></tr><tr><td>医療安全学</td><td></td></tr><tr><td>特定行為実践</td><td>三十</td></tr><tr><td>合計</td><td>三百十五</td></tr></tbody></table>		共通科目の内容	時間数	臨床病態生理学	四十五	(略)		疾病・臨床病態概論	六十	医療安全学		特定行為実践	三十	合計	三百十五
共通科目の内容	時間数																														
臨床病態生理学	三十																														
(略)																															
疾病・臨床病態概論	四十																														
医療安全学																															
特定行為実践	四十五																														
合計	一百五十																														
共通科目の内容	時間数																														
臨床病態生理学	四十五																														
(略)																															
疾病・臨床病態概論	六十																														
医療安全学																															
特定行為実践	三十																														
合計	三百十五																														
備考		備考																													
一・二 (略)		一・二 (略)																													
三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。		三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その時間数の全部又は一部を免除することができる。																													

四 (略)

別表第四(第五条第三号関係)

特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	二十二
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	二十三
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	二十九
循環器関連	二十一
心臓ドレイン管理関連	二十二
胸腔ドレイン管理関連	二十三
ろう孔管理関連	二十八
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	二十九
ろう孔管理関連	三十一
心臓ドレイン管理関連	三十二
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	三十三
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	三十九
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	四十五
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	四十八
心臓ドレイン管理関連	五十一
胸腔ドレイン管理関連	五十二
ろう孔管理関連	五十三
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	五十四
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	五十五
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	五十六
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	五十七
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	五十八
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	五十九
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	六十三
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	六十四
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	六十五
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	六十六
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	六十七
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	六十八
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	六十九
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十一
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十二
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十三
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十四
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十五
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十六
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十七
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十八
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	七十九
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十一
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十二
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十三
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十四
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十五
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十六
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十七
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十八
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	八十九
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	九十一
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	九十二
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	九十三
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	九十四
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	九十五
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	九十六
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	九十七
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	九十八
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	九十九
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	一百

四 (略)

別表第四(第五条第三号関係)

備考	一 区分別科目は、講義又は演習及び実習(必要な症例数を経験するものに限る。)により行うものとする。	二 (略)
一 区分別科目は、講義又は演習及び実習(必要な症例数を経験するものに限る。)により行うものとする。	一 区分別科目は、講義又は演習及び実習(必要な症例数を経験するものに限る。)により行うものとする。	一 区分別科目は、講義又は演習及び実習(必要な症例数を経験するものに限る。)により行うものとする。
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	五十七	皮膚損傷に係る薬剤投与関連
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	五十八	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
循環動態に係る薬剤投与関連	五十九	循環動態に係る薬剤投与関連
術後疼痛管理関連	六十	術後疼痛管理関連
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	六十一	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
感染に係る薬剤投与関連	六十三	感染に係る薬剤投与関連
栄養及び水分管理関連	六十六	栄養及び水分管理関連
透析管管理関連	六十七	透析管管理関連
動脈血液ガス分析関連	六十八	動脈血液ガス分析関連
創部ドレイン管理関連	六十九	創部ドレイン管理関連
創傷管管理関連	七十	創傷管管理関連
静脈注射用カテーテル管理(末梢留置型中心	七十一	静脈注射用カテーテル管理(末梢留置型中心
テル管理)関連	七十二	テル管理)関連
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ	七十三	栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ
ル管理)関連	七十四	ル管理)関連
ろう孔管理関連	七十五	ろう孔管理関連
心臓ドレイン管理関連	七十六	心臓ドレイン管理関連
腹腔ドレイン管理関連	七十七	腹腔ドレイン管理関連
心静脈カテーテル管理関連	七十八	心静脈カテーテル管理関連
静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心	七十九	静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心
テル管理)関連	八十	テル管理)関連
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ	八十一	栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ
ル管理)関連	八十二	ル管理)関連
静脈注射用カテーテル管理(末梢留置型中心	八十三	静脈注射用カテーテル管理(末梢留置型中心
テル管理)関連	八十四	テル管理)関連
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ	八十五	栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ
ル管理)関連	八十六	ル管理)関連
静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心	八十七	静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心
テル管理)関連	八十八	テル管理)関連
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ	八十九	栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ
ル管理)関連	九十	ル管理)関連
静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心	九十一	静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心
テル管理)関連	九十二	テル管理)関連
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ	九十三	栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ
ル管理)関連	九十四	ル管理)関連
静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心	九十五	静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心
テル管理)関連	九十六	テル管理)関連
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ	九十七	栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテ
ル管理)関連	九十八	ル管理)関連
静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心	九十九	静脈注入用カテーテル管理(末梢留置型中心
テル管理)関連	一百	テル管理)関連

- 三 既に履修した科目については、当該科目的履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。
- 四 指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その一部を免除することができる。
- 五 指定研修機関は、厚生労働大臣が適当と認める場合には、当該特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師について、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うことができる。
- 六 (略)

- 三 既に履修した科目については、当該科目的履修の状況に応じ、その時間数の全部又は一部を免除することができる。
- 四 指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その時間数の一部を免除することができる。
- (新設)
- 五 (略)

第一条　この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかる
十一月三十日までの間は、この省令による改正前の規定により第六条の指定の申請（当該申請に係る第七
二年八月三十日までの間は、この省令による改正前の規定により第十一条の適用を含む。）又は第十条の申請を行つてかかる。
第二条　この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかる
第一条　この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかる
第三条　この省令の施行の際現に保健師助産師看護師法（昭和一十三年法律第一百三号）第三十七条の二
一項第五号の規定による指定を受けている者又は同項の規定により変更の承認を受けた者が行う特定行為
研修の内容については、この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかる
す、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

（経過措置）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則